

電 気 供 給 約 款

別 紙 （ 料 金 表 ）

2025 年 5 月 1 日 実 施

株 式 会 社 ぶ ん ご お の エ ナ ジ ー

電気供給約款 別紙

目次

ぶんごおおのでんき B.....	- 1 -
ぶんごおおのでんき C.....	- 4 -
ぶんごおおのでんき D.....	- 6 -
ぶんごおおのでんき N.....	- 9 -
ぶんごおおのでんき K.....	- 15 -
ぶんごおおのでんき J.....	- 18 -
ぶんごおおのでんき SC.....	- 20 -
子育て応援でんき B.....	- 22 -
子育て応援でんき N.....	- 24 -
公民館応援でんき B.....	- 30 -
公民館応援でんき C.....	- 32 -

別 紙 (料金表)

2025年5月1日より施行の電気供給約款「13. 料金」に付随する料金を以下とします。本別紙の適用日は2025年5月1日とします。

ぶんごおおのでんき B

イ 適 用 範 囲

- (イ) 電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が20アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であるものに適用いたします。
- (ロ) 1 需要場所において動力とあわせて契約する場合は、送配電事業者の託送約款「19. 接続送電サービス」の定めによります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

- (イ) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。
- (ロ) 周波数
標準周波数60ヘルツといたします。

※ただし(イ)については、技術上やむをえないと送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契 約 電 流

- (イ) 契約電流は、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
- (ロ) 送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。
ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が、制限される装置に取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表「1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金」(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表「2. 燃料費調整」(3)によって算定された燃料費調整額および、電気供給約款別表「3. 離島ユニバーサルサービス調整」(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。また、料金は、全て税込表示といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

区 分	単 位	料 金
20 アンペア	1 契約	450 円 13 銭
30 アンペア	1 契約	675 円 18 銭
40 アンペア	1 契約	891 円 93 銭
50 アンペア	1 契約	1,114 円 91 銭
60 アンペア	1 契約	1,337 円 90 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

区 分		単 位	料 金
第1段階	最初の120キロワット時まで	1kWh	18 円 34 銭
第2段階	120キロワット時をこえ 300キロワット時まで	1kWh	23 円 55 銭
第3段階	上記超過	1kWh	24 円 78 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ) および (ロ) によって算定された基本料金と電力量料金との合計が、次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、最低月額料金及び電気供給約款別表「1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金」(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

単 位	料 金
1 契約につき	334 円 87 銭

ぶんごおおのでんき C

イ 適用範囲

- (イ) 電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。
- (ロ) 1 需要場所において動力とあわせて契約する場合は、送配電事業者の託送約款「19. 接続送電サービス」の定めによります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

- (イ) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび、200ボルトといたします。
- (ロ) 周波数
標準周波数60ヘルツといたします。

※ただし(イ)については、技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえないと送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに送配電事業者の託送約款別表「4. 負荷設備の入力換算容量」に定める値によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等、特別の事情がある場合は、送配電事業者の託送約款別表「7. 契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (ロ) お客さまが、契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、送配電事業者の託送約款別表「3. 契約電力および契約容量の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表「1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金」(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表「2. 燃料費調整」(3)によって算定された燃料費調整額および、電気供給約款別表「3. 離島ユニバーサルサービス調整」(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。また、料金は、全て税込表示といたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

単 位	料 金
契約容量1キロボルトアンペアにつき	286円54銭

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

区 分		単 位	料 金
第1段階	最初の120キロワット時まで	1kWh	18円16銭
第2段階	120キロワット時をこえ 300キロワット時まで	1kWh	22円79銭
第3段階	上記超過	1kWh	24円33銭

ぶんごおおのでんき D

イ 適用範囲

- (イ) 動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。
- (ハ) 1 需要場所において動力とあわせて契約する場合は、送配電事業者の託送約款「19. 接続送電サービス」の定めによります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

- (イ) 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。
- (ロ) 周波数
標準周波数60ヘルツといたします。

※ただし、(イ)については、技術上やむをえないと送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

- (イ) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、送配電事業者の託送約款別表「4. 負荷設備の入力換算容量」に定める値によって換算するものといたします。）について、それぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等、特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できる遮断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は送配電事業者の託送約款別表「3. 契約電力および契約容量の算定方法」に準じて算定し、(b)の係数を乗じないものといたします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき送配電事業者の託送約款別表「3. 契約電力および契約容量の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表「1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金」(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表「2. 燃料費調整」(3)によって算定された燃料費調整額および、電気供給約款別表「3. 離島ユニバーサルサービス調整」(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。また、料金は、全て税込表示といたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

ただし、基本料金は(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

単 位	料 金
契約電力 1 キロワットにつき	※個別協議にて決定

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で、按分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

単 位	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	個別協議にて決定	個別協議にて決定

夏 季 : 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

そ の 他 季 : 夏季以外の期間をいいます。

(ハ) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって電気供給約款別表「5. 加重平均力率の算定」により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合は(ニ(ロ))により契約電力を定める場合を含みます)基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。

この場合、電気機器の力率は、送配電事業者の託送約款別表「13. 進相用コンデンサ取付容量基準」の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

へ そ の 他

変圧器、発電設備を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ぶんごおおのでんき N

イ 適用範囲

- (イ) 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ当社との協議が整った場合に適用いたします。
- (ロ) 「へ. 季節区分、休日平日区分および時間帯区分」に定める平日から休日および昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること。なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板等、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
- (ハ) 契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。
- (ニ) 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、送配電事業者の託送約款「19. 接続送電サービス」の定めによります。

ロ 契約種別

契約種別は次のとおりといたします。

- (イ) ぶんごおおのでんき N21
- (ロ) ぶんごおおのでんき N22
- (ハ) ぶんごおおのでんき N23

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

- (イ) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび、200ボルトといたします。
- (ロ) 周波数
標準周波数60ヘルツといたします。

※ただし(イ)については、技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえないと送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ニ 契約主開閉器、契約負荷設備および契約設備電力

- (イ) 契約主開閉器および契約負荷設備
契約主開閉器および契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
- (ロ) 契約設備電力
 - (1) 契約主開閉器で契約する場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします)を乗じます。

- A) 供給電気方式および供給電圧が、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1,000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は 200 ボルトといたします。

- B) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1,000$$

- (2) A)によりがたい場合は、契約負荷設備の容量等を基準として定めるものとします。
(3) 契約設備電力の単位は、1 キロワットとしその端数は、小数点以下第 1 位四捨五入いたします。

ホ 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、その値が 0.5 キロワット以下の場合、0.5 キロワットといたします。

- (イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- (ロ) 契約設備電力を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値が、その 1 月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力はその期間の最大使用電力の値といたします。
- (ハ) 契約設備電力を減少される場合で、1 年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月分の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします）は、契約設備電力等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大使用

電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定められた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定められた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

へ 季節区分、休日平日区分および時間帯区分

(イ) 季節区分は次のとおりといたします。

(1) 春 季

毎年3月1日から6月30日までの期間をいいます。

(2) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(3) 秋 季

毎年10月1日から11月30日までの期間をいいます。

(4) 冬 季

毎年12月1日から翌年2月28日までの期間をいいます。

※翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間をいいます。

(ロ) 休日平日区分は、次のとおりといたします。

(1) 休 日

電気供給約款別表「7. 休日」に定める日をいいます。

(2) 平 日

休日以外の日をいいます。

(ハ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) ぶんごおおのでんきN21の場合

昼 間 時 間

毎日7時から21時までの時間をいいます。

夜 間 時 間

毎日21時から翌朝7時までの時間をいいます。

(2) ぶんごおおのでんきN22の場合

昼 間 時 間

毎日8時から22時までの時間をいいます。

夜 間 時 間

毎日22時から翌朝8時までの時間をいいます。

(3) ぶんごおおのでんきN23の場合

昼間時間

毎日9時から23時までの時間をいいます。

夜間時間

毎日23時から翌朝9時までの時間をいいます。

ト 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表「1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金」(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表「2. 燃料費調整」(3)によって算定された燃料費調整額および、電気供給約款別表「3. 離島ユニバーサルサービス調整」(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。また、料金は、全て税込表示といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(1) 契約電力が10キロワット以下の場合

単 位	料 金
1 契約につき	1,748 円 80 銭

(2) 契約電力が10キロワットを超える場合

単 位	料 金
1 契約につき最初の 15 キロワットまで	4,568 円 20 銭
上記を超える 1 キロワットにつき	563 円 88 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ただし、「チ. 使用電力量の算定等」(ロ)の場合で、送配電事業者等が電気の供給を遮断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、電力料金の算定上、夜間時間の使用電力量とみなします。

(1) 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、休日平日別の使用電力量について、夏季および冬季に使用された電力量には、夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季および 冬季料金	春季および 秋季料金
1キロワット時につき	休日	21円53銭	18円30銭
	平日	26円85銭	24円11銭

(2) 夜間時間

単位	料金
1キロワット時につき	14円55銭

チ 使用電力量の算定等

(イ) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需要契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

この場合、昼間時間の休日平日別の使用電力量は、休日平日ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需要契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値をいたします。

ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の昼間時間の休日の使用電力量の合計と昼間時間の平日の使用電力量の合計を差し引いたものといたします。

(ロ) 夜間蓄熱機器の計量等

技術上、経済上やむをえない場合は、夜間蓄熱型機器の使用電力量について、その他の負荷設備とは別に計量することがあります。

この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、送配電事業者等は原則として、毎日23時から翌日の7時までの時間以外の時間は適当な装置を用いて電気の供給を遮断いたします。

リ そ の 他

- (イ) 契約設備電力を新たに設置し、または契約設備電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を消滅させ、または、「ホ. 契約電力」(ハ)により契約電力を減少しようとする場合は、電気供給約款「38. 供給開始後の需給契約の変更または解約にともなう料金の精算」に準ずるものといたします。この場合、電気供給約款「38. 供給開始後の需給契約の変更または解約にともなう料金の精算」にいう契約電力を新たに設定し、または増加された日は、契約設備電力を新たに設定し、または増加された日とし、契約電力を減少される日は、「ホ. 契約電力」(ハ)により契約電力を減少しようとする日といたします。
- (ロ) 契約設備電力を増加されるときは、電気供給約款「VII. 工事及び工事費の負担金」の各項において、契約電力を増加されるものとみなします。
- (ハ) 本別紙に定めのない事項については、電気供給約款によるものといたします。

ぶんごおおのでんき K

イ 適用範囲

- (イ) 九州電力株式会社の季時別電灯契約より当該プランに変更していただく場合にのみ適用いたします。
- (ロ) 1 需要場所において動力とあわせて契約する場合は、送配電事業者の託送約款「19. 接続送電サービス」の定めによります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

- (イ) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式、標準電圧100ボルトおよび、200ボルトといたします。
- (ロ) 周波数
標準周波数60ヘルツといたします。

※ただし(イ)については、技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえないと送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、送配電事業者の託送約款別表「3. 契約電力および契約容量の算定」の定めにより算定された値をいいます。

ニ 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

(イ) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(ロ) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) デ イ タ イ ム

10時から17時までの時間をいいます。

(ロ) リ ビ ン グ タ イ ム

8時から10時までの時間および、17時から22時までの時間をいいます。

(ハ) ナ イ ト タ イ ム

22時から翌朝8時までの時間をいいます。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表「1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金」(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表「2. 燃料費調整」(3)によって算定された燃料費調整額および、電気供給約款別表「3. 離島ユニバーサルサービス調整」(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。また、料金は、全て税込表示といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

単 位	料 金
1 契約につき	907 円 44 銭

ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアを超える場合

単 位	料 金
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,424 円 40 銭
上記を超える 1 キロボルトアンペアにつき	316 円 24 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ) デイタイム

デイタイムの使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ算定いたします。なおその1月に夏季およびその他季が含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で按分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

単 位	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	33 円 58 銭	27 円 72 銭

ロ) リビングタイム

単 位	料 金
1 キロワット時につき	26 円 04 銭

ハ) ナイトタイム

単 位	料 金
1 キロワット時につき	14 円 55 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ) および (ロ) によって算定された基本料金と電力量料金との合計金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および電気供給約款別表「1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金」(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

単 位	料 金
1 契約につき	562 円 23 銭

ぶんごおおのでんき J

イ 適用範囲

- (イ) 九州電力株式会社の時間帯別電灯契約より当該プランに変更していただく場合のみ適用いたします。
- (ロ) 1 需要場所において動力とあわせて契約する場合は、送配電事業者の託送約款「19. 接続送電サービス」の定めによります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

- (イ) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび、200 ボルトといたします。
- (ロ) 周波数
標準周波数 60 ヘルツといたします。

※ただし (イ) については、技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえないと送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は送配電事業者の託送約款別表「3. 契約電力および契約容量の算定」の定めにより算定された値といたします。

ニ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

- イ) 昼間時間
8時から22時までの時間をいいます。
- ロ) 夜間時間
22時から翌朝8時までの時間をいいます。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表「1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金」(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表「2. 燃料費調整」(3) によって算定された燃料費調整額および、電気供給約款別表「3. 離島ユニバーサルサービス調整」(1) によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。また、料金は、全て税込表示といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

単 位	料 金
1契約につき	907 円 44 銭

ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

単 位	料 金
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,424 円 40 銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	316 円 24 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ) 昼間時間

区 分		単 位	料 金
第1段階	最初の80キロワット時まで	1kWh	22 円 32 銭
第2段階	80キロワット時をこえ 200キロワット時まで	1kWh	29 円 68 銭
第3段階	上記超過	1kWh	33 円 62 銭

ロ) 夜間時間

単 位	料 金
1キロワット時につき	14 円 55 銭

ぶんごおおのでんき SC

イ 適用範囲

- (イ) 九州電力株式会社のスマートビジネス契約より当該プランに変更していただく場合にのみ適用いたします。
- (ロ) 1 需要場所において動力とあわせて契約する場合は、送配電事業者の託送約款「19. 接続送電サービス」の定めによります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

- (イ) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび、200 ボルトといたします。
- (ロ) 周波数
標準周波数 60 ヘルツといたします。

※ただし (イ) については、技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえないと送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに送配電事業者の託送約款別表「4. 負荷設備の入力換算容量」に定める値によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等、特別の事情がある場合は、送配電事業者の託送約款別表「3. 契約電力および契約容量の算定」によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、送配電事業者の
- (ハ) 託送約款別表「3. 契約電力および契約容量の算定方法」により算定された値といたします。
- この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表「1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金」(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表「2. 燃料費調整」(3)によって算定された燃料費調整額および、電気供給約款別表「3. 離島ユニバーサルサービス調整」(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。また、料金は、全て税込表示といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

単 位	料 金
契約容量1キロボルトアンペアにつき	167円74銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

単 位	料 金
1キロワット時につき	23円95銭

子育て応援でんき B

イ 適用範囲

- (イ) 電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。
- (ロ) 1 需要場所において動力とあわせて契約する場合は、送配電事業者の託送約款「19. 接続送電サービス」の定めによります。
- (ハ) ご契約者本人の住民票が豊後大野市内にあり、ご契約者本人と同一世帯上に未就学のお子様がいるお客さまに適用いたします。
- (ニ) 適用期間は、ご加入からお子様が、小学校にご入学する年の3月分ご請求までといたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

- (イ) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。
- (ロ) 周波数
標準周波数60ヘルツといたします。

※ただし(イ)については、技術上やむをえないと送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
- (ロ) 送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表「1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金」(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表「2. 燃料費調整」(3)によって算定された燃料費調整額および、電気供給約款別表「3. 離島ユニバーサルサービス調整」(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

また、料金は、全て税込表示といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

区 分	単 位	料 金
20 アンペア	1 契約	332 円 52 銭
30 アンペア	1 契約	498 円 77 銭
40 アンペア	1 契約	659 円 08 銭
50 アンペア	1 契約	823 円 85 銭
60 アンペア	1 契約	988 円 63 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

区 分		単 位	料 金
第1段階	最初の120キロワット時まで	1kWh	18 円 34 銭
第2段階	120キロワット時をこえ 300キロワット時まで	1kWh	23 円 55 銭
第3段階	上記超過	1kWh	24 円 78 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ) および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、最低月額料金及び電気供給約款別表「1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金」(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

単 位	料 金
1 契約につき	334 円 87 銭

子育て応援でんき N

イ 適用範囲

- (イ) 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。
「へ. 季節区分、休日平日区分および時間帯区分」に定める平日から休日および昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること。なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板等、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
- (ロ) 契約電力が原則として、50キロワット未満であるものに適用いたします。
- (ハ) 1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、送配電事業者の託送約款「19. 接続送電サービス」の定めによります。
- (ニ) ご契約者本人の住民票が、豊後大野市内にあり、ご契約者本人と同一世帯上に未就学のお子様がいるお客さまに適用いたします。
- (ホ) 適用期間は、ご加入からお子様が小学校にご入学する年の3月分ご請求までといたします。

ロ 契約種別

契約種別は次のとおりといたします。

- (イ) 子育て応援でんき N21
- (ロ) 子育て応援でんき N22
- (ハ) 子育て応援でんき N23

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

- (イ) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび、200ボルトといたします。
- (ロ) 周波数
標準周波数60ヘルツといたします。

※ただし(イ)については、技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえないと送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ニ 契約主開閉器、契約負荷設備および契約設備電力

- (イ) 契約主開閉器および契約負荷設備
契約主開閉器および契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ロ) 契約設備電力

(1) 契約主開閉器で契約する場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

1) 供給電気方式および供給電圧が、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは、200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

2) 供給電気方式および供給電圧が、交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1,000

(2) (1)によりがたい場合は、契約負荷設備の容量等を基準にして定めるものといたします。

(3) 契約設備電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ホ 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除きその1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、その値が0.5キロワット以下の場合には0.5キロワットといたします。

(イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(ロ) 契約設備電力を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値が、その1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大使用電力の値といたします。

(ハ) 契約設備電力を減少される場合で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなきは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月分の最大使用電力のうちいずれか大きい値といたします。

また、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約設備電力等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。

ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値が、お客さまと当社との協議によって定められた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定められた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

へ 季節区分、休日平日区分および時間帯区分

(イ) 季節区分は次のとおりといたします。

(1) 春 季

毎年3月1日から6月30日までの期間をいいます。

(2) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(3) 秋 季

毎年10月1日から11月30日までの期間をいいます。

(4) 冬 季

毎年12月1日から翌年2月28日までの期間をいいます。

※翌年が、閏年となる場合は翌年の2月29日までの期間をいいます。

(ロ) 休日平日区分は、次のとおりといたします。

(1) 休 日

電気供給約款別表「7. 休日」に定める日をいいます。

(2) 平 日

休日以外の日をいいます。

(ハ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 子育て応援でんき N21の場合

昼間時間

毎日7時から21時までの時間をいいます。

夜間時間

毎日21時から翌朝7時までの時間をいいます。

(2) 子育て応援でんき N22の場合

昼間時間

毎日8時から22時までの時間をいいます。

夜間時間

毎日22時から翌朝8時までの時間をいいます。

(3) 子育て応援でんき N23の場合

昼間時間

毎日9時から23時までの時間をいいます。

夜間時間

毎日23時から翌朝9時までの時間をいいます。

ト 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表「1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金」(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表「2. 燃料費調整」(3)によって算定された燃料費調整額および、電気供給約款別表「3. 離島ユニバーサルサービス調整」(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。また、料金は、全て税込表示といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(1) 契約電力が10キロワット以下の場合

単 位	料 金
1 契約につき	1,521 円 80 銭

(2) 契約電力が10キロワットを超える場合

単 位	料 金
1 契約につき最初の 15 キロワットまで	3,937 円 20 銭
上記を超える 1 キロワットにつき	563 円 88 銭

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ただし、「チ. 使用電力量の算定等」(ロ)の場合で、送配電事業者等が電気の供給を遮断する電路に取り付けた電力量計によって計算された使用電力量は、電力量料金の算定上、夜間時間の使用電力量とみなします。

(1) 昼 間 時 間

昼間時間の使用電力量のうち、休日平日別の使用電力量について、夏季および冬季に使用された電力量には、夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季および 冬季料金	春季および 秋季料金
1 キロワット時につき	休 日	21 円 53 銭	18 円 30 銭
	平 日	26 円 85 銭	24 円 11 銭

(2) 夜 間 時 間

単 位	料 金
1 キロワット時につき	14 円 55 銭

チ 使用電力量の算定等

(イ) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需要契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

この場合、昼間時間の休日平日別の使用電力量は、休日平日ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需要契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月

の昼間時間の休日の使用電力量の合計と昼間時間の平日の使用電力量の合計を差し引いたものといたします。

(ロ) 夜間蓄熱機器の計量等

技術上もしくは、経済上やむをえない場合は、夜間蓄熱型機器の使用電力量について、その他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、送配電事業者等は原則として、毎日23時から翌日の7時までの時間以外の時間は適当な装置を用いて、電気の供給を遮断いたします。

リ その他

(イ) 契約設備電力を新たに設置し、または契約設備電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を消滅させ、または、「ホ. 契約電力」(ハ)により契約電力を減少しようとする場合は、電気供給約款「38. 供給開始後の需給契約の変更または解約にともなう料金の精算」に準ずるものといたします。

この場合、電気供給約款「38. 供給開始後の需給契約の変更または解約にともなう料金の精算」にいう契約電力を新たに設定し、または増加された日は、契約設備電力を新たに設定し、または増加された日とし、契約電力を減少される日は、「ホ. 契約電力」(ハ)により契約電力を減少しようとする日といたします。

(ロ) 契約設備電力を増加されるときは、電気供給約款「VII. 工事及び工事費の負担金」の各項において、契約電力を増加されるものとみなします。

(ハ) 本別紙に定めのない事項については、電気供給約款によるものといたします。

公民館応援でんき B

イ 適用範囲

- (イ) 電灯または、小型機器を使用する需要で、契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。
- (ロ) 1需要場所において、動力とあわせて契約する場合は、送配電事業者の託送約款「19. 接続送電サービス」の定めによります。
- (ハ) 豊後大野市内の公民館および地区の共用施設といたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

- (イ) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。
- (ロ) 周波数
標準周波数60ヘルツといたします。

※ただし(イ)については、技術上やむをえないと送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
- (ロ) 送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表「1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金」(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表「2. 燃料費調整」(3)によって算定された燃料費調整額および、電気供給約款別表「3. 離島ユニバーサルサービス調整」(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。また、料金は、全て税込表示といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

区 分	単 位	料 金
20 アンペア	1 契約	332 円 52 銭
30 アンペア	1 契約	498 円 77 銭
40 アンペア	1 契約	659 円 08 銭
50 アンペア	1 契約	823 円 85 銭
60 アンペア	1 契約	988 円 63 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

区 分		単 位	料 金
第1段階	最初の120キロワット時まで	1kWh	18 円 34 銭
第2段階	120キロワット時をこえ 300キロワット時まで	1kWh	23 円 55 銭
第3段階	上記超過	1kWh	24 円 78 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ) および (ロ) によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、最低月額料金および電気供給約款別表「1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金」(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

単 位	料 金
1 契約につき	334 円 87 銭

公民館応援でんき C

イ 適用範囲

- (イ) 電灯または小型機器を使用する需要で契約容量が、6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。
- (ロ) 1需要場所において動力とあわせて契約する場合は、送配電事業者の託送約款「19. 接続送電サービス」の定めによります。
- (ハ) 豊後大野市内の公民館および地区の共用施設といたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

- (イ) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。
- (ロ) 周波数
標準周波数60ヘルツといたします。

※ただし、(イ)については、技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえないと、送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに送配電事業者の託送約款別表「4. 負荷設備の入力換算容量」に定める値によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等、特別の事情がある場合は、送配電事業者の託送約款別表「7. 契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが、契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき送配電事業者の託送約款別表「3. 契約電力および契約容量の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または送配電事業者等は契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表「1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金」(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表「2. 燃料費調整」(3)によって算定された燃料費調整額および、電気供給約款別表「3. 離島ユニバーサルサービス調整」(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。また、料金は、全て税込表示といたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

単 位	料 金
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	222 円 99 銭

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

区 分		単 位	料 金
第 1 段階	最初の 120 キロワット時まで	1kWh	18 円 34 銭
第 2 段階	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで	1kWh	23 円 55 銭
第 3 段階	上記超過	1kWh	24 円 01 銭